

新	旧
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(受入施設の参加基準と役割)</p> <p>第7条 本プログラムに参加する受入施設の参加基準と役割について、以下のとおり定める。</p> <p>(1) 参加基準</p> <p>① 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(外部利用型は除く)、認知症対応型入居者生活介護のいずれかであること。</p> <p>(2) 役割</p> <p>① 1施設あたり2名以上の外国人職員を受け入れること。</p> <p>② 外国人介護職員に対するアルバイト賃金は、日本人と<u>同等以上</u>とすること。</p> <p><u>③ 正式採用後の報酬額及びその他待遇は、日本人が従事する場合と同等以上とすること。</u></p> <p>④ 外国人介護職員(受入施設でアルバイト中の留学生を含む)に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。</p> <p>⑤ 県が実施する中堅管理者向け労務研修に、中堅職相当の職員が参加すること。</p> <p>⑥ 留学生の住居の確保については、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通学についても配慮しつつ、十分なサポートを行うこと。</p> <p>⑦ マッチングされた留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用すること。なお、受入施設と県内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも考えられるため、住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましいこと。</p> <p>⑧ 千葉県外国人介護人材支援センター(以下「支援センター」という。)と連携して、きめ細かく留学生を支援すること。</p> <p>⑨ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することとあわせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましいこと。</p> <p>⑩ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験しようとする留学生に対しては、</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(受入施設の参加基準と役割)</p> <p>第7条 本プログラムに参加する受入施設の参加基準と役割について、以下のとおり定める。</p> <p>(1) 参加基準</p> <p>① 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(外部利用型は除く)、認知症対応型入居者生活介護のいずれかであること。</p> <p>(2) 役割</p> <p>① 1施設あたり2名以上の外国人職員を受け入れること。</p> <p>② 外国人介護職員に対するアルバイト賃金は、日本人と同等とすること。</p> <p><u>③ 正式採用後は、諸手当込み(時間外手当含まず)で初年度250万円以上、2年度目300万円以上の年給であること。</u></p> <p>④ 外国人介護職員(受入施設でアルバイト中の留学生を含む)に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。</p> <p>⑤ 県が実施する中堅管理者向け労務研修に、中堅職相当の職員が参加すること。</p> <p>⑥ 留学生の住居の確保については、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通学についても配慮しつつ、十分なサポートを行うこと。</p> <p>⑦ マッチングされた留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用すること。なお、受入施設と県内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも考えられるため、住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましいこと。</p> <p>⑧ 千葉県外国人介護人材支援センター(以下「支援センター」という。)と連携して、きめ細かく留学生を支援すること。</p> <p>⑨ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することとあわせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましいこと。</p>

最大限の配慮を行うこと。

- ⑪ マッチング機関が実施する調査に協力すること。
- ⑫ 留学生が介護福祉士等修学資金を借り入れるにあたり、他に適当な保証人がいない場合には、法人保証の制度を活用して保証人となるよう協力すること。
ただし、介護福祉士養成施設に在籍中に留学生が本プログラムを離脱したときは、介護福祉士養成施設に対し、保証人としての負担軽減について協議できるものとする。

第8条～第15条 (略)

附則

1 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

⑩ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験しようとする留学生に対しては、最大限の配慮を行うこと。

- ⑪ マッチング機関が実施する調査に協力すること。
- ⑫ 留学生が介護福祉士等修学資金を借り入れるにあたり、他に適当な保証人がいない場合には、法人保証の制度を活用して保証人となるよう協力すること。
ただし、介護福祉士養成施設に在籍中に留学生が本プログラムを離脱したときは、介護福祉士養成施設に対し、保証人としての負担軽減について協議できるものとする。

第8条～第15条 (略)

附則

1 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。